

平成二十六年二月二十一日受領
答 弁 第 三 三 三 号

内閣衆質一八六第三三号

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。また、第三国間の外交上のやり取りについては、政府としてお答えする立場にない。その上で申し上げれば、北方領土問題に関して中国政府が自らの見解を公式に示した最近の例としては、平成二十四年三月二十二日（現地時間）の中国外交部定例記者会見において、洪磊報道官が、北方領土問題は日露二国間の問題であり、日露双方が協議を通じて妥当に解決することを望む旨述べた発言があると承知している。

二について

外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。また、第三国間の外交上のやり取りについては、政府としてお答えする立場にない。その上で申し上げれば、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

こうした立場は他国の見解によって影響を受けるものではない。

三から六までについて

御指摘の報道は承知しているが、個々の新聞記事の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控
えたい。